

東京農工大学名誉教授称号授与細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(授与)</p> <p>第4条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式による<u>辞令書</u>を交付することにより、大学がこれを行う。</p> <p>(称号の取消)</p> <p>第5条 規程第5条の規定により名誉教授の称号を取り消した場合は、その者に交付した<u>辞令書</u>を返付させるものとする。</p> <p>別紙様式</p> <p><u>辞令書</u></p> <p>(様式は省略)</p>	<p>本則</p> <p>(授与)</p> <p>第4条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式による<u>授与証</u>を交付することにより、大学がこれを行う。</p> <p>(称号の取消)</p> <p>第5条 規程第5条の規定により名誉教授の称号を取り消した場合は、その者に交付した<u>授与証</u>を返付させるものとする。</p> <p>別紙様式</p> <p><u>授与証</u></p> <p>(様式は省略)</p>	

附 則(平成29年2月13日細則第19号)  
この細則は、平成29年2月13日から施行する。